

環境建設常任委員会

令和3年12月9日（木）

環 境 建 設 常 任 委 員 会

定例会名 令和3年第4回定例会
招集日時 令和3年12月9日(木) 午後2時
招集場所 議場

出席委員 7名
委 員 長 池 辺 己実夫
副 委 員 長 山 本 伸 子
委 員 利根川 英 雄
" 石 原 幸 雄
" 秋 山 泉
" 伊 藤 裕 一
" 甲 斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員
副 市 長 滝 本 昌 司
建 設 部 長 長谷川 啓 一
建設部次長兼都市計画課長 藤 木 光 二
建設部次長兼下水道課長 野 島 正 弘
道路整備課長 加 藤 大 典

議会事務局出席者
書 記 丸 山 智 徳
書 記 宮 田 修

令和３年第４回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 環境建設常任委員会

議案第 65号 市道路線の路線変更について

議案第 66号 工事請負契約の締結について

午後 1 時 5 9 分開会

○池辺委員長 皆さん、こんにちは。

1 分ぐらい早いかもしれませんが、ただいまから環境建設常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、建設部長、建設部次長兼都市計画課長、建設部次長兼下水道課長、道路整備課長であります。書記として丸山さん、宮田さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 65 号 市道路線の路線変更について

議案第 66 号 工事請負契約の締結について

以上 2 件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第 65 号、市道路線の路線変更についてを議題といたします。

議案第 65 号について提案者の説明を求めます。道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課、加藤です。よろしくお願いします。

それでは議案の説明をいたします。

議案第 65 号、市道路線の路線変更についてであります。市道 4 号線の整備のため、起点を変更するものであります。

3 枚目の資料を御覧ください。

市道 4 号線の起点を、青色の丸国道 6 号から赤色の丸愛和病院前までの交差点まで、約 500 メートルを延長するものであります。

以上です。

○池辺委員長 これより議案第 65 号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いします。利根川委員。

○利根川委員 今回の道路の目的がよく分からないんですが、住民要望になったのか、それともどういう状況なのか。この計画自体 10 年以上前からあったと思うんですが、そこら辺のところ、なぜ今頃出てくるのかという問題についてお尋ねします。

○池辺委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 道路整備課、加藤です。

この市道 4 号線の延伸の計画につきましては、平成 26 年、27 年に地権者、地域住民への説明会等を実施しまして、計画の説明をしております。そして、道路整備の目的としましては、愛和病院までの、災害時の拠点となる愛和病院のアクセス向上のための道路の整備、それと通学路、もしくは地域住民の方の道路整備という形で事業のほうを実施しております。

約 10 年ほど前から説明会等を実施しておりますが、市道 23 号線の城中・田宮線の整備をまずメインでやっておりましたので、それが今年度完了予定となりまして、新たにこちらの市道 4 号線の事業を来年度からやる予定としておりまして、そのための市道認定という形になります。

○池辺委員長 利根川委員。

○利根川委員 地権者の同意というものは全て得られているのかどうか。というのは、同意が得られなければ用地買収もできない、そしてまた国庫補助金の請求もできない。認定をした後に、国庫補助金の認定が認められなければ、実際に道路自体が補助対象にならなくなるというような状況になるのではないかと思うんですが、その点について、地権者に全部同意をもらっているのかどうか、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○池辺委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 まず、地権者の同意の件になりますが、地元行政区とも協議をしております、地元行政区のほうでも地元への説明等全面的に協力していただきまして、まだ交渉としてはこれからにはもちろんなりますが、地元行政区の協力を得ながら今進めていこうという形でやっております。

補助のほうのお話なんですけれども、今回市道認定させていただくことによって、補助申請の申請ができる形になりますので、今現在県のほうともこの路線の補助申請ということで、事前の協議はしております、一応補助対象となる形で今整備のほうは進める予定でいます。

以上です。

○池辺委員長 利根川委員。

○利根川委員 ちょっと答弁が不十分なんですけれども、同意が得られなかった場合、工事もできないし国の補助金も下りないということで、それを何年も何年も伸ばすわけにはいかないと思うんで、そのところをやはり計画を立てる前に、それなりに地権者の同意を得て認定をする、法律上は分かります、いろいろなことでそういうのは聞いていますけれども、しかしあの細い道を広くするということが自体が本当に地域住民の要望なのかどうかというのが、ちょっと理解できないんです。あそこに10軒ぐらいですか、あるのは。その人たちの要求というのはちょっとよく分からないんですが、あそこにそういった道路が欲しいという地権者の要求、ここから離れている人たちはあると思うんですが、実際に土地を持っている人たちが要望しているというふうにちょっと思えないし、いろいろげすの勘ぐりを10年ぐらい前にしたことがありますから、どうなのかなというところ、はっきり言うとうまくないから言わないですけれども。ということで、実際には地権者が何人で、そうした交渉も一切していないということじゃないかと思うんですが、そのところをもう少し具体的にお願いします。

○池辺委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 まず地権者のほうなんですけれども、これから実施設計という形になっていきますので、一応おおよそのくらいの筆数がある等とは検討はしているんですけれども、実際確定していない部分もありますので、交渉はこれからになることになります。協力していただけるように誠意努力して交渉は進めていきたいと思っております。

○池辺委員長 利根川委員。

○利根川委員 例えばの話では、栄町の保育所のところの道路の拡張の話だっとうまくいっていないわけですね、住民の同意を得ないでやっている中で。ですからそういったことが、途中ま

で広くなったけれども途中からまた細くなったりとかというのはうまくないので、やはり工事を進める前にそれなりの同意を得るということが必要じゃないかということ、特に新しい道路を造るときにそういう細い区間を造ったりなんかすれば大変危険になるわけで、ですからそこら辺のところは、全く地権者はどこまで誰でどのくらいの広さだというのが分からないというのが、ちょっと理解できないんですが、その点についてもうちょっと具体的に答弁できればお願いします。

○池辺委員長 道路整備課長。

○加藤道路整備課長 平成26年に説明会等を実施したと先ほどお答えしたんですけれども、そのときに一応今回の市道4号線に係る地権者説明会ということで、詳細設計はもちろんこれからなんですけれども、概略の設計等は実施しておりまして、確定ではないですけれども地権者7名の方に説明会等は実施しておりまして、いろいろ意見等がありますけれども、そのときに計画そのものへの反対ですとかそういったものというのは特にはありませんでしたので、この計画を実施していく上でそういう回答をいただいて進めております。

以上です。

○池辺委員長 ほかに質疑、答弁の方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で議案第65号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第66号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第66号について提案者の説明を求めます。建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 都市計画課、藤木です。よろしくお願いいたします。

議案第66号、工事請負契約の締結につきまして御説明させていただきます。

本件は、牛久駅西口歩道橋改修工事について工事請負契約を締結するものでございます。

工事の内容につきましては、牛久駅西口とエスカード牛久ビルを結ぶ歩道橋に屋根を設置するとともに、歩道橋そのものの耐震補強や橋面防水などの長寿命化工事を併せて施工するものでございます。

去る11月5日に、条件付一般競争入札を執行し、細谷・菊水サトー特定建設工事共同企業体が1億8,678万円で落札したもので、工期につきましては令和4年10月31日までとなっております。

以上です。

○池辺委員長 これより議案第66号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言をお願いいたします。山本副委員長。

○山本副委員長 よろしく願いいたします。

この工事は6月の補正のときに上がっていたと思うんですけれども、そのときの金額が1億2,000万円でした。これの実際との金額の差というのはどこからなったのかというところをお伺いしたいと思います。

それから財源ですね。国からの補助、あとは市債がどの程度になるのかというところをお伺い

したいと思います。

それから、バリアフリー工事が始まることもあって、それとの兼ね合いですね。どのような形で屋根かけ工事等が始まるのかというところもお願いしたいと思います。

以上です。

○池辺委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 まず予算につきましてでございますけれども、今年度の当初予算で継続費として令和3年度8,000万円、令和4年度1億2,000万円の合計2億円という形で計上をさせていただいておりました。それを補助金が前倒しで頂けるということになったため、御質問にありましたように本年の第2回定例会において継続費を廃止し、令和4年度を予定していた1億2,000万円を今年度の予算として補正計上をさせていただきました。これによりまして、もともとの8,000万円と補正をさせていただいた1億2,000万円、合わせまして2億円という予算になります。その2億円の予算に対しまして今回の入札の結果、1億8,678万円というふうになったというところでございます。

それから財源のほうでございますが、事業費の2分の1が国の補助金となっております。残りの2分の1の90%が市債でございまして、残り10%が市の単独費というふうになっております。

それからバリアフリーのほうの工事との関係ということでございますけれども、今回の屋根の設置につきましては、広場のほうの改修による横断歩道設置後に施工することを考えております。そのため、広場改修の工期が3月までとなっておりますので、基本的には4月以降に本格的な工事に着手したいというふうに考えております。しかし、屋根以外の橋梁の耐震補強工事等で広場のほうの工事と調整した上で、当然通行の方にも支障のない範囲で施工できる部分があれば、そういった部分についてはその前から着手していきたいというふうに考えております。

以上です。

○池辺委員長 山本副委員長。

○山本副委員長 ありがとうございます。

あとこのときにトイレの設置がまだ考慮中だということだったのですが、その件と、喫煙所のほうはもうここに関しては喫煙所は廃止ということでよろしいのかどうかを確認したいと思います。

○池辺委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 トイレにつきましては、今後来年度の予算ということもございますし、補助金の関係もございますけれども、予定としましては令和4年度に実施設計を行いまして、令和5年度に工事を実施したいというふうに考えております。

喫煙所につきましては設置の予定はございません。

以上です。

○池辺委員長 山本副委員長。

○山本副委員長 すみません、そうするとトイレは場所とかそういうものは今のところ全く分か

らないということなんでしょうか。

○池辺委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 一応、広場の埋設管の関係とかそういったものを調査して、今考えているのは西口を出まして、交番側に向かった角地に考えております。正式には実施設計の中で最終的に決めていきたいと思いますが、今現在はそこで考えております。

以上です。

○池辺委員長 利根川委員。

○利根川委員 全協の中でも言った風による補強の問題、これは全協のほうではちょっと具体的にいかなかったので、非常にビル風の多いところ、そしてまた台風とかなんかになった場合には相当強い風になると思うので、その補強のことについてももう少し詳しくお願いしたいと思います。

○池辺委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 今回の設計の中の構造計算では、建築基準法等、国の定めた数値や計算式を用いて計算をしているところです。基準の風速につきましては、国が地域ごとに定めておりまして、牛久市は風速34メートルというふうになっておりますが、局地的な地形や地物の影響により、平均風速が割増しされるおそれのある場合は、その影響を考慮しなければならないというふうになっております。これがいわゆるビル風とか突発的な風、台風も含めてなんですけれども、これが計算の中で、ガスト影響係数というものなんですけれども係数を求めることになっておりまして、今回の計算で求めているのは、係数が2.467というふうになっております。このため、風速につきましては基準の風速の34に係数の2.467を掛けまして83.9ということで、約84メートルというふうになっております。以上のことから、今回の設計につきましては、ビル風や台風などにも考慮した構造となっております。

以上です。

○池辺委員長 利根川委員。

○利根川委員 そうしますと、ここにある写真、このとおりでそのような工事ができるということを確認したいんですが。

○池辺委員長 建設部次長兼都市計画課長。

○藤木建設部次長兼都市計画課長 今回、参考資料として提出させていただいているイメージ図ですけれども、これが一応完成のイメージになります。

以上です。（「先ほどのようなことでの設計でできたものということで」の声あり）そうですね、はい。（「分かりました」の声あり）

○池辺委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 以上で議案第66号についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして採決をいたします。

採決は挙手により行います。

議案第 6 5 号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○池辺委員長 挙手全員であります。よって、議案第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 6 号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 6 6 号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は終了しました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。

次に、本委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本委員会の継続調査事項であります、太陽光発電等の再生エネルギーに関わる条例等の整備については、現在調査を行っているところであり、今後も継続して調査が必要であります。ついては、委員長としては引き続き本件について、閉会中の継続調査といたしたく存じます。

お諮りします。

太陽光発電等の再生エネルギーに関わる条例等の整備について、調査事項として本委員会の閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 異議なしと認めます。よって、太陽光発電等の再生エネルギーに関わる条例等の整備についてを、本委員会の閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま継続調査をすることに決定しました案件につきまして、本委員会は閉会中もなお継続調査を要するため、議長宛て、閉会中の継続調査の申出をいたします。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 3 分休憩

午後 2 時 2 5 分開議

○池辺委員長 再開いたします。

最後に、委員長報告書についてお諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池辺委員長 御異議なしと認めます。よって委員長報告書の作成は、委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、環境建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 2 5 分閉会